

国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則（17経教細則第3号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月23日 17経教細則第3号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（手当額）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別表に定める業務のうち、警備責任者、警備副責任者、主任監督者（予備監督者を含む。）監督者（休養室監督者を含む。）警備担当者、医師、看護師及び事務担当者（以下「警備責任者等」という。）の評価点は、当該業務が<u>週休日又は休日</u>に行われた場合の1日当たりの評価点とする。</p> <p>4 省略</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>（手当額）</p> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 別表に定める業務のうち、警備責任者、警備副責任者、主任監督者（予備監督者を含む。）監督者（休養室監督者を含む。）警備担当者、医師、看護師及び事務担当者（以下「警備責任者等」という。）の評価点は、当該業務が<u>休日</u>に行われた場合の1日当たりの評価点とする。</p> <p>4 省略（現行どおり）</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（19細則第13号）

この細則は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。